

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（第二十四条の二、第二百二十九条第一項第二号及び第二百三十四条第一項第二号において「電磁的方法」という。）とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの</p> <p>イ 提供者等（提供者又は当該提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）、第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 提供者等（提供者（令第十条第一項に規定する提供者をいう。以下イ及び次条第一号において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（</p>

若しくは当該提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先又は提供先との契約により顧客ファイル（専ら提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

「ロ」ニ 略」

二 「略」

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 「略」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するも

以下この条において「提供先」という。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

「ロ」ニ 同上」

二 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するも

のであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合、第二十四条の二第二号に掲げる方法により情報を提供する場合（前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合に限る。）又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 略

ロ 第五条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合にあつては、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又

のであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 「同上」

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 第五条第二項（法第十四条第五項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により記載事項を提供する場合にあつては、当該記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了す

は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があった場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること(第二十四条の二第一項第二号に掲げる方法により情報を提供する場合にあつては、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること)。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイル(第二十四条の二第一項第二号に掲げる方法により情報を提供する場合にあつては、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために使用する電子計算機)と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この

る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 「同上」

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

限りでない。

3
〔略〕

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 〔略〕

2
〔略〕

3 投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあっては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者（令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を含む当該取引が行われた後最初に到来する期日（法第十四条第一項に規定する期日）をいう。第二十五条の二第一項及び第二百四十八条第三項において同じ。）に係る法第十四条第一項に規定する情報を法第十三条第一項に規定する受益者に対して提供することができる。

(運用状況に係る情報の提供)

第二十四条の二 法第十四条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（受益者（法第十四条第一項に規定する受益者をいう。第二十五条の二第三

3
〔同上〕

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 〔同上〕

2
〔同上〕

3 投資信託委託会社は、投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあっては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを法第十三条第一項に規定する受益者（令第十九条第一項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）に交付することに代えて、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日（法第十四条第一項に規定する作成期日）をいう。第二十五条の三及び第二百四十八条第三項において同じ。）に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を法第十三条第一項に規定する受益者に対して交付することができる。

〔条を加える。〕

項において同じ。)から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法)により行うものとする。

一 法第十四条第一項に規定する事項を記載した書面(以下「運用報告書」という。)の交付

二 運用報告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行うとする投資信託委託会社は、投資信託約款において運用報告書に記載すべき事項に係る情報を電磁的方法により提供する旨を定めなければならない。

(運用状況に係る情報の提供を要しない場合)

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

三 受益証券が特定投資家向け有価証券(金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。)に該当する場合であつて、法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

(運用報告書の交付を要しない場合)

第二十五条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 受益証券が特定投資家向け有価証券(金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。第八十八条第二号において同じ。)に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合(投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。)

「条を削る。」

(電磁的方法)

第二十五条の二 法第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。第一号イにおいて同じ。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（法第十四条第二項により同条第一項の運用報告書に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者をいう。以下この条において同じ。）又は提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを提供先（記載事項を提供する相手方をいう。以下この条において同じ。）若しくは提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知することであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していた

ことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し、又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

(1) 前項第一号ハに掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

(2) 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

ロ 記載事項を提供先の閲覧に供した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、提供先から当該記載事項の交付の請求があつた場合に、書面又は前項第一号イ若しくは第二号に掲げる方法により当該記載事項を直ちに交付するものであること。

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報が当該提供先に対し書面により通知され、又は顧客ファイルに記録されるものであること。

ロ 前号イに掲げる基準に該当する場合にあつては、同号イに規定する期間を経過するまでの間において、提供先が閲覧ファイルを閲覧するために使用する電子計算機と当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面の交付)

第二十五条の三 法第十四条第四項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による法第十四条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを

(運用状況に係る情報のうち重要な事項に係る情報の提供)

第二十五条の二 法第十四条第二項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による法第十四条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定により提供すべき情報のうち重要な事項に係

る情報の提供は、当該提供すべき情報に係る期日ごとに行うものとする。

2 第二十四条の二第一項の規定は、前項に規定する情報の提供について準用する。

3 第一項に規定する情報の提供を前項において準用する第二十四条の二第一項第二号に掲げる方法により行おうとする投資信託委託会社は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

一 あらかじめ、受益者に対し、その旨及び第十二条各号に掲げる事項を示し、第一項に規定する情報の提供を前項において準用する第二十四条の二第一項第二号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該投資信託委託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第十一条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二 あらかじめ、受益者に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ 第十二条各号に掲げる事項

ロ 当該投資信託委託会社に対し、当該受益者が前項において準用する第二十四条の二第一項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

(法第十四条第三項に規定する情報の届出)

第二十五条の三 法第十四条第三項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定により届出を行う

記載した書面の作成及び交付は、当該運用報告書に係る作成期日ごとに行うものとする。

「項を加える。」

「項を加える。」

「条を加える。」

投資信託委託会社は、第二十四条の二第一項第一号（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面を所管金融庁長官等に届け出なければならない。

（運用状況に係る情報の提供を要しない場合）

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項に規定する情報の提供に代えて当該発行者情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（招集の決定事項）

第一百七十七条 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇四 略」

（運用報告書の交付を要しない場合）

第八十八条 「同上」

一 「同上」

二 受益証券が特定投資家向け有価証券に該当する場合であつて、運用報告書に記載すべき事項に係る情報が金融商品取引法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報として同項又は同条第二項の規定により提供され、又は公表される場合（投資信託約款において運用報告書の交付に代えて当該情報の提供又は公表が行われる旨を定めている場合に限る。）

（招集の決定事項）

第一百七十七条 「同上」

「一〇四 同上」

五 法第七十三条第四項において準用する法第九十条の二第一項第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。第二百二十九条第一項第二号及び第二百三十四条第一項第二号を除き、以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 「略」

（広告類似行為）

第二百二十三条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

「一・二 略」

五 「同上」

イ 電磁的方法（法第七十一条第五項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）による議決権の行使の期限（創立総会の日時以前の時であつて、法第七十三条第四項において準用する法第九十一条第一項本文の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 「同上」

（広告類似行為）

第二百二十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 略」

ニ 第二百二十九条第一項及び第六項に規定する方法により提供される情報を十分に確認すべき旨

「削る。」

「削る。」

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百二十五条 令第二百二十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき対価（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格を除く。以下この条、第二百二十八条第七号、第二百三十一条及び第二百三十四条の二第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

「イ〜ハ 同上」

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二百三十条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百二十五条 令第二百二十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき対価（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格を除く。以下この条、第二百二十八条第七号、第二百三十一条及び第二百三十四条の二第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若し

若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

〔2〕4 略〕

（契約締結前の情報の提供）

第二百二十九条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法）により行うものとする。

- 一 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した書面（以下「契約締結前交付書面」という。）の交付
- 二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行うおとす特定設立企画人等は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- 一 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び第十二條各号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる

くはその上限額又はこれらの計算方法（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

〔2〕4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項各号に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第二百三十二條第三号及び第四号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 特定設立企画人等は、契約締結前交付書面には、第二百三十二條第一号に掲げる事項及び法第九十七條において準用する金融

方法により受けることについて、書面、当該特定設立企画人等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第十一条第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること。

二 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知すること。

イ 第十二条各号に掲げる事項

ロ 当該特定設立企画人等に対し、当該顧客が前項第一号に掲げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨

3| 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。

4| 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

一 第二百三十二条第一号に掲げる事項

二 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの

商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

5| 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第二百三十二条第三号及び第四号に掲げる事項を枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。

6| 第一項の規定にかかわらず、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項の規定による情報の提供は、顧客に対して金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を交付する場合には、目論見書（前三項に規定する方法に準ずる方法により法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の第三項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項の全てが記載されているものに限る。）を交付し、又は目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが当該方法により記載されている書面を一体のものとして交付する方法により行うことができる。

7| 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。

（契約締結前の情報の提供を要しない場合）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。

「項を削る。」

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十一条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又

第二百三十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあっては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。

2| 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第二百三十一条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額又

はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 「略」

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十二条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される情報を十分に確認すべき旨

〔二〇九 略〕

(法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を要しない事項等)

第二百三十三条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、前条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

2 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結しようとする目的に照らして、法第九十七条において準用

はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 「同上」

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十二条 「同上」

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

〔二〇九 同上〕

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十三条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第二百一十一条第五項において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合

二 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があった場合

(契約締結時の情報の提供)

第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときにおける法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか（顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があった場合にあっては、当該方法）により行うものとする。

一 当該投資証券募集等契約に係る法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面（以下「契約締結時交付書面」という。）の交付

二 契約締結時交付書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

2 第二百二十九条第二項の規定は、前項に規定する情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする特定設立企画人等について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

「条を加える。」

(契約締結時交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二 投資証券募集等契約が成立したときにおける法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一〇六 略」

第二百三十四条の三・第二百三十四条の四 「略」

(禁止行為)

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

「号を削る。」

第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

「一〇六 同上」

第二百三十四条の二・第二百三十四条の三 「同上」

(禁止行為)

第二百三十五条 「同上」

「次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家という。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、投資証券募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

<p>一〇三 「略」</p> <p>(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)</p> <p>第二百四十八条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 資産運用会社は、令第二百二十六条第三項に規定する投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあつては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを同条第三項に規定する受益者に交付するとに代えて、法第二百三条第二項に規定する取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を含む当該取引が行われた後最初に到来する期日に係る法第十四条第一項に規定する情報を令第二百二十六条第三項に規定する受益者に対して提供することができる。</p>	<p>ロ 第二百三十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）</p> <p>二〇四 「同上」</p> <p>(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)</p> <p>第二百四十八条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 資産運用会社は、令第二百二十六条第三項に規定する投資信託財産についてその受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われた場合にあつては、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を作成し、これを同条第三項に規定する受益者に交付するとに代えて、法第二百三条第二項に規定する取引が行われた後、遅滞なく、当該事項を公告し、かつ、当該事項を記載した当該取引が行われた後最初に到来する作成期日に係る法第十四条第一項に規定する運用報告書を令第二百二十六条第三項に規定する受益者に対して交付することができる。</p>
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。